

## 国の動き

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている中、保育の担い手の確保は喫緊の課題であることから、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が改正（平成 28 年 2 月 18 日公布、同年 4 月 1 日施行）され、保育所等における保育士の配置要件について特例が設けられた。

幼保連携型認定こども園における保育教諭についても、保育士資格を有する者が必要となることから、保育所等と同様の措置がとれるよう、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を改正する省令を平成 28 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日施行された。

## 改正省令の概要

当分の間、幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置について、下記の特例的運用を可能とした。

### 朝夕等の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例

朝夕の時間帯に、園児が順次登所・退所する過程で、園児に対して必要な保育教諭数が 1 名の場合、改正前は保育教諭 2 名以上が必置であるが、改正後は保育教諭 1 名、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者 1 名の配置が可能。

### 小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例

小学校教諭及び養護教諭の普通免許状を有する者を、保育教諭に代えて置くことができる。ただし、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事できない。

### 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例

一定の要件 を満たした場合に、保育教諭を知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。ただし、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事できない。

### 及び の特例を適用する場合における職員配置

及び の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の 1/3 までとする。

一定の要件：1 日につき 8 時間を超えて開所しているなどにより、認可上必要な人員に加えて職員を確保する必要がある場合にあつて、追加的に確保しなければならない職員の数範囲内で保育教諭を知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができるものとする。

## 国の職員配置基準等の特例措置についてのこれまでの都の対応

平成 28 年 3 月 10 日開催の東京都児童福祉審議会第 3 回本委員会において、東京都児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の改正について諮問。児童福祉審議会の意見を踏まえた改正の内容とし、平成 28 年 4 月 1 日に施行、保育士の配置についての特例的運用を可能とした。

## 児童福祉審議会の意見

あくまでも緊急的・時限的な措置として、保育の質を落とさないという前提のもとに、特例を認める。

みなし保育士以外の保育士を常勤とすること。

幼稚園教諭、小学校教諭による保育対象児童の年齢に一定の原則を設けること。

知事が認める者に関する「十分な経験」の要件を明確にすること。

### 「東京都児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」の改正の概要

当分の間、保育所における保育士の配置について、下記の特例的運用を可能とする。

#### 規則で規定した内容

##### 朝夕等の園児が少数となる時間帯等における保育士配置に係る特例

朝夕の時間帯に、園児が順次登所・退所する過程で、園児に対して必要な保育士数が 1 名の場合、改正前は保育士 2 名以上が必置であるが、改正後は保育士 1 名、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者 1 名の配置が可能。

##### 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

##### 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

一定の要件を満たした場合に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる。

##### 及び の特例を適用する場合における職員配置

及び の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の 1/3 までとする。

#### 要綱で規定した内容

##### 幼稚園教諭、小学校教諭による保育対象児童の年齢の原則

原則として、小学校教諭の保育は 5 歳以上児、幼稚園教諭の保育は 3 歳以上児を対象とする。

##### みなし保育士以外の保育士の雇用形態

みなし保育士以外の保育士については常勤とする。

##### 知事が認める者に関する要件

知事が認める者は、a 児童福祉施設等において、継続して 1 年以上（月平均 8.0 時間以上）乳幼児の直接処遇を経験した者、b 家庭的保育者、c 子育て支援員研修修了者であり、施設長及び設置者代表者が保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。

一定の要件：1 日につき 8 時間を超えて開所しているなどにより、認可上必要な人員に加えて職員を確保する必要がある員合にあって、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で保育士を知事が保育士と同等の知識及び経験を有するものと認める者に代えることができるものとする。